

“五・七・五で詠む差別問題”を募集します！

自分ではどうしようもない理由でいやな思いをしたり、ひどい扱いを受けたり、言葉をかけられる…といった経験はありませんか？

すべての人は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等です（世界人権宣言第1条）。

また、肌の色や、性、宗教などに基づく差別は許されません（同2条）。

ヘイトスピーチやマタニティハラスメントや障害者差別など、差別問題へのさまざまな想いを五・七・五で詠んでみませんか？

2015年は日本の人種差別撤廃条約加入20周年、女性差別撤廃条約批准30周年でもあります。

節目の年である今年、差別問題について考えるために、みなさんの句を募集します。

【応募資格】ご関心のある方ならどなたでも大歓迎です！お一人何句でもご応募いただけます。

【応募方法】未発表の日本語のオリジナルの句（作品にはふりがなをつけてください）を、Email、Fax、郵送いずれかの方法で下記宛先までお送りください。

また、お名前（雅号やペンネームを希望の場合はあわせてそちらも記入）、連絡先（住所と電話番号）もご記入ください。

【送付先】（一財）アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）

郵送先の場合：〒550-0005 大阪市西区西本町1-7-7 CE西本町ビル8F

Emailの場合：webmail@hurights.or.jp（件名に「五・七・五で詠む応募」とご記入ください）

Faxの場合：06-6543-7004

【募集期間】2015年7月24日（金）～9月25日（金）
（必着）

【選考委員】高鶴礼子さん（全日本川柳協会常任幹事／ノエマ・ノエシス主宰）、白石理さん（ヒューライツ大阪前所長／同顧問）

【賞】特選 5,000円の図書券（2人）
入選 1,000円の図書券（5人まで）

※当選作は、10月末頃に、ヒューライツ大阪のウェブサイトでご発表します。

【お問い合わせ】

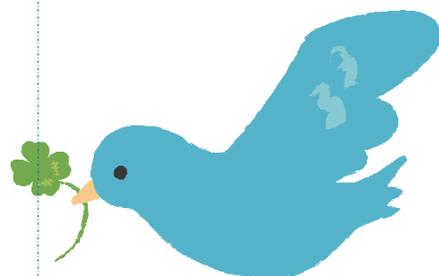
（一財）アジア・太平洋人権情報センター
（ヒューライツ大阪）（担当：徳永）

〒550-0005 大阪市西区西本町1-7-7
CE西本町ビル8F

Tel: 06-6543-7003 Fax: 06-6543-7004

Email: webmail@hurights.or.jp

<http://www.hurights.or.jp/>



「五・七・五で詠む」とは？

ヒューライツ大阪は、国際人権基準と日本の関わりについて、広く考え、知ってもらうための取り組みの一貫として、川柳や俳句を問わず五・七・五の句を募集してきました。今回は第3回目です。

2011年のテーマ：「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」

2013年のテーマ：「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」

【特選】（2011年度入賞作品）

長らえば生きてる意味の意義を尋（と）う
矢吹香奈

【特選】（2013年度入賞作品）

真っ直ぐに生きよう澄んだ水を飲む
木漏れ日

その他の入賞作品はこちらをご覧ください
<http://www.hurights.or.jp/japan/news/2013/10/post-34.html>

<http://www.hurights.or.jp/japan/news/2011/10/post-18.html>



人権とは？

人権は、すべての人が、生まれながらにして平等に持っているものです。人権は、世界中、「だれにでも」、「どこでも」、「いつでも」、「同じように」、尊ばれ、守られるはずのものです。

人権の具体的な権利には、表現の自由、思想、良心、宗教の自由、政治参加などの権利や、労働や社会保障、健康、教育などの権利があります。また、これらの権利は、世界人権宣言をはじめ、主な人権条約に定められています。日本国憲法にもその多くが規定されています。

人権は、平等にそして無条件に、尊重されるはずのものです。女性だからとか外国人だからとか、考え方が違うから、出身が違うからといった理由で差別することは許されません。

※詳しくはヒューライツ大阪のホームページをご覧ください（「学ぶ 伝える」、「人権とはなんでしょう」他）
<http://www.hurights.or.jp/japan/>
<http://www.hurights.or.jp/japan/learn/>